新潟市長期優良住宅認定申請の手引き

~令和4年10月(第7.1版) 新潟市建築部建築行政課~

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅は「長期優良住宅」の認定を受けることができ、認定された住宅は計画に基づき、建築及び維持保全を行うこととなります。

1. 認定基準(概要)

長期優良住宅の認定基準は以下となります。

第化対策 法第2条第4項第1号イ 規則1条第1項 躯体が使用できること 駆めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図と 機持管理・ 法第2条第4項第3号 規則第1条第4項 場別第1条第4項 に必要な措置が講じられていること で変性 法第2条第4項第2号 居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取り(共同住宅等) 規則第1条第3項 更が可能な措置が講じられていること バリアフリー性 法第2条第4項第4号 将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊 に必要なスペースが確保されていること 法第2条第4項第4号 必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保された。	
規則1条第1項 躯体が使用できること 極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための 修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図と 横造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備にて、維持管理・	 の改
法第2条第4項第1号ロ 規則第1条第2項 修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図と 機持管理・	の改
耐震性 規則第1条第2項 修の容易化を図るため,損傷のレベルの低減を図と 構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備にて、維持管理・ 規則第1条第4項 切に必要な措置が講じられていること	- 4
#持管理・ 法第2条第4項第3号 規則第1条第4項	るこ
維持管理・ 法第2条第4項第3号 規則第1条第4項 て、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行 めに必要な措置が講じられていること	
世界の容易性 規則第1条第4項 で、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行めに必要な措置が講じられていること	つい
のに必要な措置が講じられていること 可変性 法第2条第4項第2号 居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの (共同住宅等) 規則第1条第3項 更が可能な措置が講じられていること バリアフリー性 法第2条第4項第4号 将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊 (共同住宅等) 規則第1条第5項第1号 に必要なスペースが確保されていること 法第2条第4項第4号 必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保され	うた
(共同住宅等) 規則第1条第3項 更が可能な措置が講じられていること バリアフリー性 法第2条第4項第4号 将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊 (共同住宅等) 規則第1条第5項第1号 に必要なスペースが確保されていること 法第2条第4項第4号 必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保され	
バリアフリー性 法第2条第4項第4号 将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊 (共同住宅等) 規則第1条第5項第1号 に必要なスペースが確保されていること 法第2条第4項第4号 必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保さ	の変
(共同住宅等) 規則第1条第5項第1号 に必要なスペースが確保されていること 法第2条第4項第4号 必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保さ	
法第2条第4項第4号 必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保さ	下等
法第2条第4項第4号 必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保さ	
省エネルギー性	れて
規則第1条第5項第2号 いること	
良好な景観の形成その他の地域における居住環境	境の
居住環境 法第6条第1項第3号 維持及び向上に配慮されたものであること	
※「2. 新潟市における居住環境基準」を参照	
法第6条第1項第2号 良好な居住水準を確保するために必要な規模を不 住戸面積	有す
規則第4条 ること	
災害配慮 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配 法第6条第1項第4号	慮さ
法第0条第1項第4号 れたものであること	
維持保全計画 法第6条第1項第5号,第6号, 建築時から将来を見据えて,定期的な点検・補修	等に
第7号 規則第5条 関する計画が策定されていること	
法第6条第1項第5号,第6号, 当該計画を確実に遂行するために適切なものであ 資金計画	るこ
第7号 と	

※ 詳細については、法令等をご確認ください。

2. 新潟市における居住環境基準

(1)地区計画区域

地区計画が定められた区域内では、申請内容が地区計画の内容(建築物に関する制限)に適合しない場合は、認定を行いません。

(2)景観計画区域(新潟市全域)

景観計画の区域内では、申請内容が景観形成基準に適合しない場合は、認定を行いません。

(3)都市計画施設等の区域

都市計画施設等の区域内では,原則として認定を行いません。

〇各基準の詳細については、建築行政課HPより要綱をご確認ください。

(http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/sonotahorei/tyouki.html)

3. 新潟市における災害配慮基準

下記に示す区域において、認定申請があった場合は、原則として認定しません。

- (1)地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地 崩壊危険区域
- (3)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項 に規定する土砂災害特別警戒区域
- (4)建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域

4. 認定申請に必要な図書

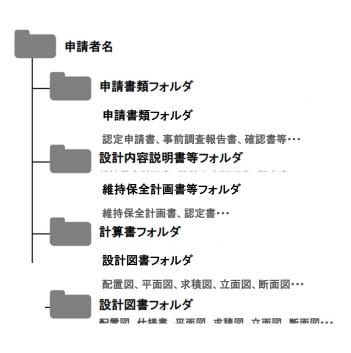
- 〇申請(新築・増改築・建築行為なし)によって必要図書が異なる場合があります。
- 〇正本はできる限り電子データで提出してください。

	_	Lm slot	
	ž	部数	
図書等の種類	正本	副本	内容等
	(電子データ可)	(書面)	
事前調査報告書	1部※	不要	確認書等の種別,居住環境基準及び災害配慮基準に
			対する調査の結果等 ※電子データ及び書面で提出
認定申請書	1部※	1部	※電子データ及び書面で提出
維持保全計画書	1部	1部	認定申請書第四面の記入欄が不足する場合に使用
委任状	1部(原本)	1部(写)	代理者又は代表者等に委任して手続きを行う場合
	*		※電子データ及び書面で提出
確認書等	1部(写)	1部	・住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3
	*		項に規定する確認書もしくは同条第4項に規定する
			住宅性能評価書又はこれらの写し
			・上記に係る申請書等の写し(申請日がわかるもの)
			※電子データ及び書面で提出

付近見取図	1部	1部	方位,道路及び目標となる地物
配置図	1部	1部	縮尺,方位,敷地境界線,敷地内における建築物の位
			置、申請に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	1部	1部	縮尺, 方位, 間取り, 各室の名称, 用途及び寸法, 居室
			の寸法, 階段の寸法
用途別面積表	1部	1部	用途別の床面積
床面積求積図	1部	1部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算
			式
立面図 (二面以上)	1部	1部	縮尺, 外壁, 開口部の位置
断面図又は矩計図	1部	1部	縮尺,建築物の高さ,外壁及び屋根の構造,軒の高さ,
			軒及びひさしの出
状況調査書	1部	1部	インスペクション技能を有する建築士により作成され
(増築・改築・建築行為なし)			た、建築物の劣化事象等の状況の調査の結果
認定書等	1部	1部	住宅型式性能認定書,認証型式部分等製造者認証書
			等の写し
新築・増改築の時期が	1部	1部	【新築・増改築の時期を確認方法】
わかる書類の写し			確認済証交付日
(建築行為なし)			台帳記載事項証明書の確認済証交付日
			工事請負契約書等の締結日(建築確認を要さない増改
			築工事の場合) 等
その他(必要に応じて)	1部	1部	都市計画法・景観法の届出に対する通知書等の写し、地
			区計画の方針・地区整備計画書等

○電子データでの提出について

- 正本(電子データ)は、PDF 形式としてください。
- 電子データは CD-ROM で提出してください。 格納方法は右記を参考とし、各申請書類の 所在が容易に判別できるようなものとしてくだ さい。
- ・ 正本を電子データで提出する場合も「認定申請書」「委任状」「事前調査報告書」「確認書等」は副本とは別に1部書面でも提出してください。
- CD-ROM の表面に申請者名または代理者名 等の名前を記入してください(ケース不可)。
- ・ 電子データ化できない場合は、ご相談ください。



5. 認定長期優良住宅の工事完了報告に必要な図書

図書等の種類	内容等				
囚責守の性規	新築	増築・改築			
報告書	認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書				
	(建築士による確認を受けたもの)				
完成写真	1面程度(全景が確認できるもの)	主要な工事部分が確認できるもの			
建設住宅性能	「住宅の品質確法の促進等に関する法				
評価の写し	律」に基づく建設住宅性能評価を受けた	_			
	場合				
監理報告書	認定申請に提出した設計内容説明書の「設計内容確認」欄を「監理者確認」欄とし				
	て,監理者が確認したことを報告				
検査済証の写し	必須	完了検査が必要な場合につける			
軽微な変更に該当	申請内容における長期使用構造等の基準に係る変更が、軽微な変更に該当すると				
することを確認で	登録住宅性能評価機関で判断された場合				
きる書類	※長期使用構造等の基準に係る変更が軽微な変更に該当するかについては、事前				
(長期使用構造等	確認を受けた登録住宅性能評価機関にご確認ください。その他の基準に係る変				
の基準に係る変更	更が軽微な変更に該当するかについては,新潟市にお問い合わせください。				
に限る)					

6. 増築・改築の認定申請対象工事の例

下表に認定申請対象となる工事の一例を示します。

性能項目等	対象工事の例
劣化対策	・外壁を通気層を設けた構造とする工事
耐震性	・筋交又は面材を設置し耐力壁とする工事
	・屋根を瓦屋根からスレート屋根に変更する工事
	•耐震改修工事
省エネルギー性	断熱材をグレードアップする工事
	・開口部の断熱性能を向上する工事

7. 認定手続きの流れ(概要)

〇新築・増改築の場合

① 事前調査

新築・増改築を行う建築敷地の状況・法令等の制限を調査してください。 既存住宅の増改築を行う場合、インスペクター(建築士、既存住宅状況調査技術者等)に よる現況検査を行ってください。

長期優良住宅	の認定申請	建築基準法の確認申請
② 技術的審査	··	②'事前相談
登録住宅性能評価	機関の長期使用構造	事前相談等を行ってください。
等の事前確認を受け	てください。	
	>	
③ 認定の申請		③'建築確認の申請
提出先は新潟市建	築部建築行政課の窓	提出先は建築主事又は指定確認検査機
口となります。(3,4参照)		関となります。
	ightharpoons	
	④ 認定の通知	④'確認済証の交付
	通知まで概ね2週間	住宅の規模によりますが,一般的な戸建
	程度となります。	住宅であれば交付まで1週間程度となりま
		す。
	_	
⑤ 丁事の着丁	·	

長期優良住宅は③認定申請書の提出・④ 確認済証の両方がなければ着工できません。

(⑥ 工事途中の変更)

工事中に変更があった場合は、長期変更認定の申請・計画変更の確認申請が必要です。

⑧ 工事完了報告

工事完了検査終了後,報告書を提出し てください。(5参照)

7 工事完了検査

完了検査申請書を提出し、検査を受け て検査済証の交付を受けてください。

※既存住宅の増築・改築の場合、建築基準法における確認申請・完了検査が不要な場合があります。 その場合においても「⑧工事完了報告」は必要となります。

〇建築行為なしの場合

① 事前調査

建築敷地の状況・法令等の制限を調査してください。

既存住宅についてインスペクター(建築士、既存住宅状況調査技術者等)による現況検査 を行ってください。

長期優良住宅の認定申請

2 技術的審査

登録住宅性能評価機関の長期使用構造等の事前確認を受けてください。

③ 認定の申請

提出先は新潟市建築部建築行政課の窓口となります。(3,4参照)

④ 認定の通知

通知まで概ね2週間程度となります。

お問い合わせ・申請先 新潟市 建築部 建築行政課 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

TEL:025-226-2849